No. 31

小作爭議調查表

（月報番號第五〇號）　（昭和十年三月分）

場所	關係人員	地主關係團体	原因	要求事項	經過
浮羽郡水分村大字野田	地主 立石利三郎 小作人 石井檀太	ナシ	地主は小作契約期間滿了の故を以て本月十四日以降再三小作人に對し土地返還を要求したるも小作人應ぜざるに因る	土地返還要求	漸次紛糾の虞ありたるを以て所轄警察署に在りては之か調停に奔走したる結果二十七日に至り左記條件にて解決す
發生 昭和十年三月十四日 終熄 昭和十年三月二十七日	關係地種類面積 田 一反歩	小作人關係團体 日農浮羽郡聯合會			

財團法人 協調會福岡出張所

結果	備考
一、小作人は千円也を以て當該田地を買受くる事 二、右金額の支拂方法は八百円也自作農奨勵低利資金を借受け、一百円は小作人金策して合計九百円を昭和十年四月中に所有權移轉の登記と共に支拂ひ、殘り一百円は昭和十年七月末迄地主に支拂ふこと 三、昭和九年度小作料は十俵半を九俵半とし昭和十年四月中に納入のこと 四、低利資金貸入不能の場合を除き本條項に違背したる時は該土地を無條件に返還すること	